

# 検査業務関係について

独立行政法人  
自動車技術総合機構  
近畿検査部

# 注意事項

- この資料に記載されている内容につきましては、適用される年式、車種等、すべてに対応しているわけではありません。詳しくは「独立行政法人 自動車技術総合機構 審査事務規程」をご覧ください。
- <http://www.naltec.go.jp/publication/regulation/shinsajimukitei.html>

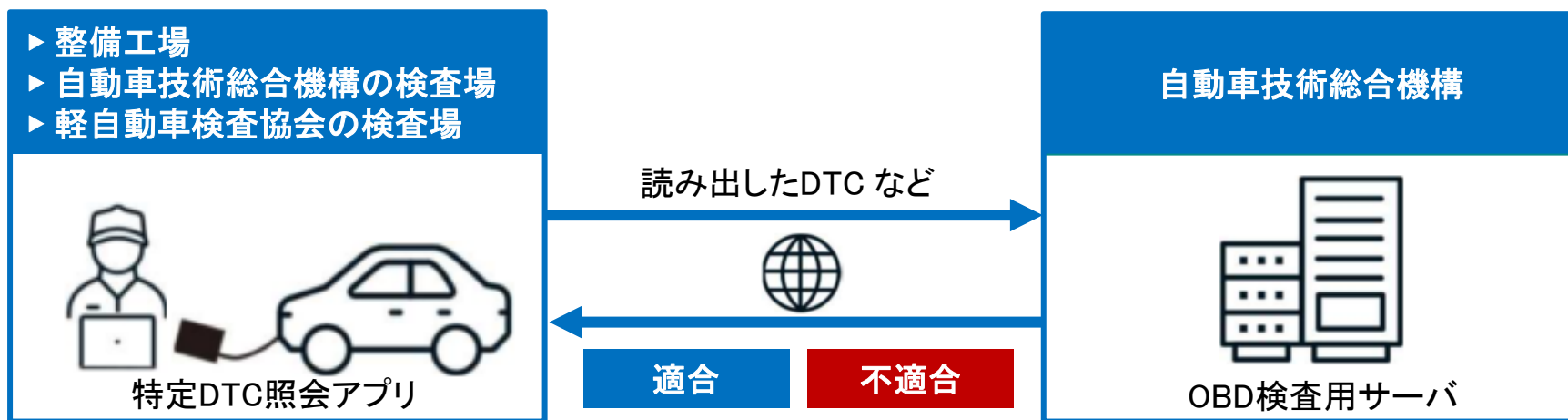
# OBD検査について

独立行政法人 自動車技術総合機構

近畿検査部検査課

# OBD検査で行うこと

- 車検時に、「保安基準不適合となる故障コード」(特定DTC)の有無を確認します。
- OBD検査の合否判定は、OBD検査用サーバが行います。(自動判定)



Q どんな装置を検査するのか・・・

## 安全関係装置



制動装置  
(ABS、ESC、EVSC、  
BAS、AEBS)



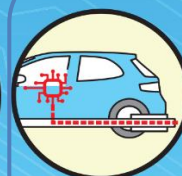
かじ取装置  
(高度運転者支援ステ  
アリングシステム)



自動運行装置



車両接近通報装置  
(AVAS)



排出ガス発散防止装置

## 排出ガス関係装置

# OBD検査対象装置とは

## ■保安基準で定められたOBD検査対象装置(9装置)

- ①かじ取装置(UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(ABS)
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(ESC)
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置(EVSC)
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(BAS)
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置(AVAS)
- ⑨自動運行装置

## OBD検査の結果

- 故障コードを読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

※適合しない規定に関しては審査事務規程9-13参照のこと

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの</li> <li>・警告灯 (UN R154-02若しくはUN R154-03の附則C5の3.5.及び3.7.又は細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.5.2.(作動モード4に限る。)に定める条件により点灯するものに限る。)を点灯させるための信号が出力されているもの</li> <li>・UN R154-02 又は UN R154-03 の附則 C5 の基準が適用されるものにあつては同附則の 3.3.3. に規定する装置 (レベル 1A に関する装置を除く。) について、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. の基準が適用されるものにあつてはIV.2.6.1.5.2. に規定する監視の全てについて、1 つもレディネスコードが記録されていないもの</li> <li>・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの</li> <li>・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの (細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II. の規定が適用される自動車を除く。)</li> </ul>	7-59-1 [8-59-1]
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの</li> </ul>	①7-13-1-2 (1) [8-13-1 (11)] ②7-15-2 [8-15-2] ③7-16-2 [8-16-2] ④7-20-2 [8-20-2] ⑤7-103-2 [8-103-2] ⑥7-113-2 [8-113-2]

[適合しない規定欄の注釈]

注1: [ ] 内は第8章適用車を示す。

注2: 「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。

注3: ①から⑥までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。

# OBID検査システムについて

- OBID検査に関連する業務には、OBID検査を実施する事業場や利用者の登録・管理、OBID検査の実施、OBID検査結果の確認といった業務があります。これらの業務は、OBID検査業務を行うために開発されたOBID検査システムを利用して行います。
- OBID検査システムは、以下のシステムで構成されており、利用者はアプリ等がインストールされた事業場PCからインターネットを經由してOBID検査用サーバーに接続して利用することができます。



OBID検査用サーバー

OBID検査用サーバーはセキュリティを担保した上で以下の情報等を保存。

- 自動車メーカーからの技術情報、過去のOBID検査結果等



インターネット

事業場

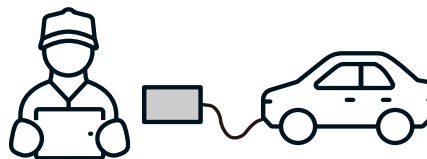
## OBID検査システム

利用者管理システム



OBID検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

特定DTC照会アプリ



車両がOBID検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBID検査の合否を判定するためのアプリケーションです。

OBID検査結果参照システム



OBID検査の結果を確認して出力したり、OBID検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

# OBD検査開始前の準備について(指定工場・認証工場共通)

## 環境・機器の準備

インターネット環境および検査で使用するPCまたはタブレットPC・検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。

OBD検査を行うにあって、必要な環境・機器に必要なもの

PC



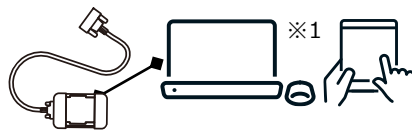
※1

Windows 10以上

インターネット  
環境



検査用スキャンツール※



VCI

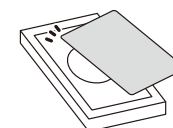
※1  
Windows10以上がインストール  
されたPCまたはタブレットPC

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。

二次元コードリーダー



ICタグリーダー



車検証読み取り用

..... 手入力も可能なため、必要に応じて準備 .....

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

## OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査は、PCで事業場や検査員等の登録、アプリのインストール等の準備をする必要があります。





# OBD検査の始め方

指定・認証工場における運用のイメージ図

## OBD検査完了





# OBD検査・OBD確認の方法

■ OBD検査は、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会又は指定工場が行う。

■ OBD確認は、検査の事前確認に指定工場又は認証工場が行う。

→ OBD検査は、「認定された検査用スキャンツール※」で行わなければならない。

※日本自動車機械工具協会の認定を受けたスキャンツール









□ OBD検査の手順は以下の通り

## 審査事務規定4-10 車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)

OBD 検査は次の①から⑥までの手順により実施する。

- ① 自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに 照会する。
- ② 照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③ 原動機を始動する。(電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態(READY の状態)にする。)
- ④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態(電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては 走行可能状態(READY の状態))を維持する。
- ⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。
- ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

# OBD点検・OBD検査・OBD確認とは

OBD点検		OBD検査		OBD確認	
定期点検整備	 制 度	検査（車検）		任意 <b>（実施義務はなし）</b>	
令和3年10月1日	 開始時期	<b>令和6年10月1日</b> （輸入車は令和7年10月1日）		OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時 <b>以外</b> での 適否の確認  ✓ 持込検査での省略 	
OBDを搭載する全ての自動車 <b>（年式にかかわらない）</b>	 対象自動車	<b>令和3年10月1日以降の新型車</b> （輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車）			
12カ月ごと	 実施時期	車検時 指定： <b>完成検査時</b> 持込： <b>持込検査時</b>			
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	 方 法	<b>機構サーバーに接続して合否判定</b> <b>（自動判定）</b>			
認定は不要	 スキャンツ ール	認定を受けた <b>「検査用スキャンツール」</b>			



※ わかりやすいように説明を簡略化。  
正確には法令を参照のこと



# 『OBD確認』とは

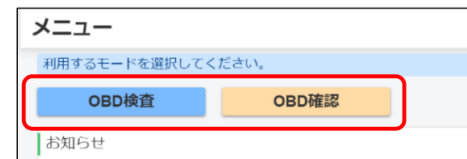
- 「**OBD確認**」は、OBD検査の合否を事前確認する機能です。
- 「検査不要」と判定されるクルマに対しても実施できます。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、**持込検査時のOBD検査が原則省略**されます。

「OBD検査」モードの場合、  
[実行]ボタンが押せません。

5日間有効

Q 「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

- ・システムで判定する方法に違いはありません。  
「検査要」であるクルマに対する実施結果は全く同じです。
- ・ただし、「検査不要」であるクルマに対して実施する場合は制約※があり、  
実際の検査で行われる判定の方法とは一部異なります。



Q 持込検査前に「OBD確認」を実施した認証工場は、どうやってそれを示す？

- ・実施した結果がOBD検査用サーバに保存されており、  
持込検査開始時に検査場のシステムが自動的にそのデータを確認します。
- ・**実施結果を印刷して持参する等の必要はありません**。



Q 『原則省略』の、原則に当てはまらない(省略されない)場合とは？

- ・不正等が疑われる場合、またはそれ以外でも一定の率で「**抜き取り検査**」を実施します。

## 抜き取り検査とは

事前に行われたOBD確認の結果に対して、**次に掲げる条件または**一定の割合により、抜き取り検査を実施する。

- ・ 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・ レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・ 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

## 抜き取り検査の判断

- ・ 検査場での受付処理時にサーバ側で、自動的に省略か抜き取りかを判定し、検査場に応答
- ・ 検査場の検査職員は、サーバの応答を踏まえ判断

# OBD検査/確認の実施手順

OBD検査は、原動機始動(HV、EVは **READY** )で



原動機停止・電源オフ

※自動車技術総合機構「審査事務規程」に規定されています。



検査用スキャンツール接続



原動機始動 (HV、EVは **READY**)



検査 [実行]

Q

イグニッションオンでは検査できない？ システムでエラーにならない？

- ・多くの場合はイグニッションオンだけの状態でも判定がされますが、原動機始動(READY)状態ではじめて検出されるコードもあるため正確な検査になりません。  
規定どおりの方法で実施してください。
- ・クルマの状態(オフ、イグニッションオン、原動機始動(READY)の別)をシステムで検知することはできませんので、エラーとはなりません。  
検査実施者にて注意していただく必要があります。

# OBD対象車の見分け方①

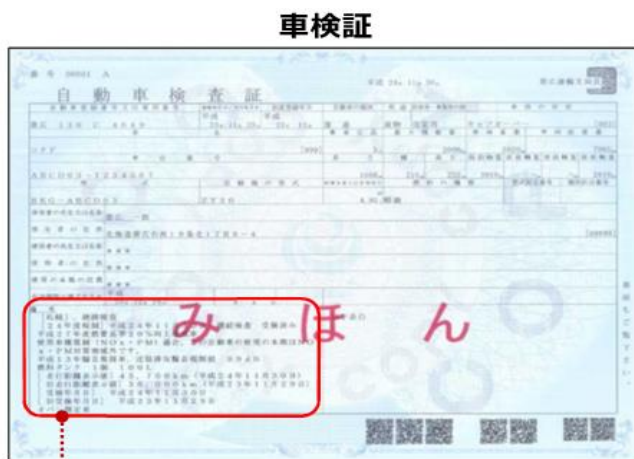
○ 令和3年(2021年)10月(輸入車は令和4年(2022年)10月)以降のニューモデルからが、OBD検査対象車です。

※二輪車、大型特殊車、型式認証を受けていない車(試作車、並行輸入車など)は対象外

Q OBD検査対象車の見分け方は？

対象車は新車のときから記載されています。  
途中から記載されることはありません。

車検証に「**OBD検査対象**」と記載されています。



**備考**  
OBD検査対象車  
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日



**備考**  
OBD検査対象



## OBD対象車の見分け方②

○ OBD検査対象車でも、以下のものは検査不要です。

### OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない



どうやって確認するのか・・・

特定DTC照会アプリで『検査要否確認』を行うと、サーバから検査要否が返ってきます。



車検証の『OBD検査開始年月日』で判断すればよい？ 全車アプリで確認すべき？

- ・車検証の記載は、“**その型式**”のOBD検査開始年月日です。  
よって、1台ごとの条件である上記の「③」については無関係の記載です。
- ・『検査不要』の判断は車検証のみでも可能です。

- |                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| [1] 「OBD検査対象」の記載なし  | ▶ | 全て検査不要    |
| [2] 車検証の「開始年月日」よりも前 | ▶ | 全て検査不要    |
| [3] 車検証の「開始年月日」よりも後 | ▶ | アプリで確認をする |

ほとんどの場合、  
「検査要」となります。

⇒ [3]で「検査不要」となる例  
・初度登録から10ヶ月以内の車検(中古新規や前倒し車検)



## OBD検査に関するご質問

### ■ OBD検査ポータル

OBD ポータル



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



### ■ 国土交通省『OBD検査について』

国土交通省 OBD



[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_OBD.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html)



### ■ OBD検査コールセンター

[0570-022-574](tel:0570-022-574)

9:00 ~ 17:00 (12月29日から1月3日を除き、年中無休)



# 検査時の注意点及び 最近改正された基準について

# 令和6年8月からヘッドライト(ロービーム)の審査方法を変更します。

- ・初回検査時はロービームのみ
- ・再入場・限定検査時はこれまでどおり

※平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車除く。)

～令和6年7月末



測定した結果、ロービームの照射光線が**他の交通を妨げない**ことが確認できた場合に限り、ハイビーム計測を行います。

令和6年8月～

初回



**初回検査時は全車ロービーム計測。**  
**(ハイビーム計測は行いません。)**

再検査・  
限定検査



**再入場時等は、ロービームの照射光線が、他の交通を妨げない**ことが確認できた場合に限り、ハイビーム計測を行います。

# ヘッドライトテストを用いた 前照灯検査(ロービーム計測)の 移行期限を延期します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、移行する期限を令和8年8月1日に延期します。

過渡期においては、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

## 【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズレていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

※ 裏面もご確認ください。

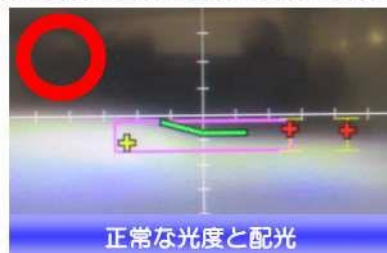
# ロービームの光度及び向き 適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものも多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するように、適切な整備・調整をお願いいたします。

- ◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！
- ◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

## これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



光が拡散  
してしまう

相性の悪いバルブに交換

## オートライト装着車の検査時のお願い

オートライト（夜間走行中に前照灯が自動点灯する車）については、検査場内を走行時に前照灯が自動で点灯する場合があります。マルチコースのスピードメーター検査時にライトでの合図ができない場合があります。

必ず、入口の検査官にオートライトの車両であることをお知らせください。



# 審査時車両状態におけるABSテルテールについて

一部の車種において、自己診断のためにエンジン始動時にABSテルテールが点灯/点滅し、ABSの機能が正常であれば一定の車速に達した後、消灯する構造のものがああります。

そのような構造による一時的な点灯等は、「継続して点灯又は点滅」に該当しないと判断しますので、該当する車両を受検される場合は、検査官に申し出てください。

## 「審査時における車両状態」抜粋

原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。



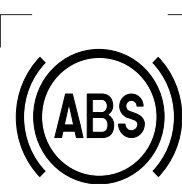
前方のエアバッグ



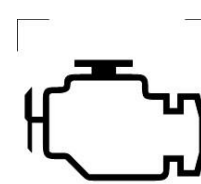
側方のエアバッグ



制動装置



ABS



原動機

## 二輪自動車等のアイドリング規制について

ポスト新2輪規制の二輪自動車等について、アイドリング規制の値が厳しくなっておりますのでご注意ください。

項目	CO(%)	HC(ppm)	ガス記号など
旧2輪規制 (平成11年規制)	4.5	2000	BC-、BD- (備考欄記載:11年排ガス適合)
新2輪規制 (平成19年規制) (平成28年規制)	3.0	1000	EAL-、EBL-、ELL- (備考欄記載:19年排出ガス適合) 2AL-、2BL-、2LL- (備考欄記載:28年排出ガス適合)
ポスト新2輪規制 (令和2年規制)	0.5	1000	8AL-、8BL-、8LL- (備考欄記載:令和2年排出ガス適合)



# 高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

令和5年12月21日以降、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車は次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。

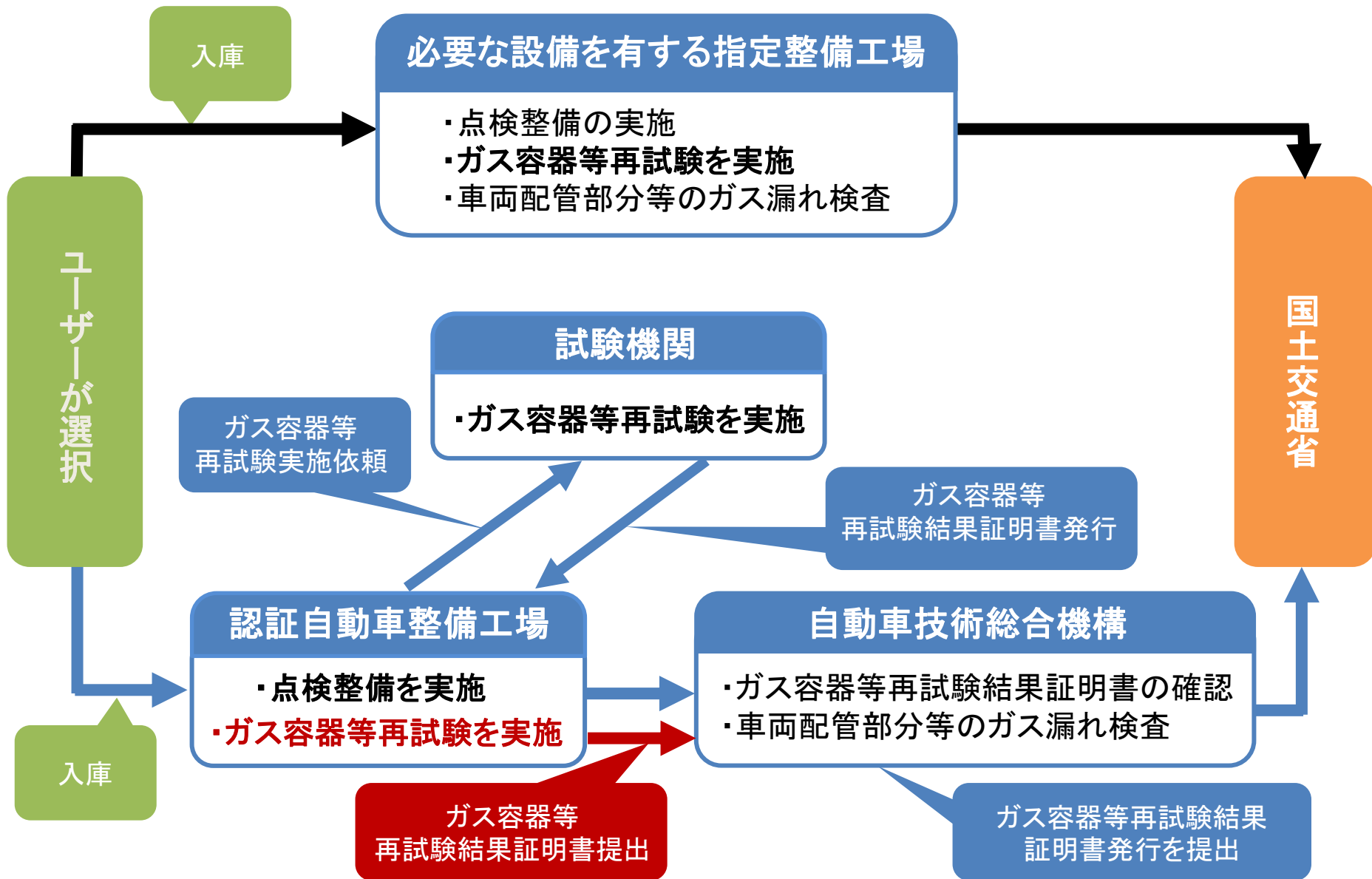
- ① 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
- ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

# 高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱います

- ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと
- ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
- ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体 外表面）が著しく損傷していないこと

# ガス容器及びガス容器付属品の再試験適合性について



# 高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

様式 16 (4-25 関係)

\_\_\_\_\_年 月 日

## ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1.に掲げる技術基準のうち点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名: \_\_\_\_\_ 型式: \_\_\_\_\_ 車台番号: \_\_\_\_\_

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

	技術基準
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限: \_\_\_\_\_年 月 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号	容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3
2		4

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

(1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。

(2) 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地: \_\_\_\_\_

確認者の氏名: \_\_\_\_\_

- 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器付属品の再試験に係る部分に限る）の再試験に係る部分に限る）
  - 燃料の種類に応じ、適合している技術基準（複数の燃料を用いる自動車にあつては、該当する基準）に✓が付されていることを確認する。
- ガス容器棟再試験結果証明書の有効期限・記載されている有効期限が、審査当日以降の日付であることを確認する。
- ガス容器一覧
  - 記載されている容器の製造番号/容器の記号及び番号と提示された自動車に貼付けされている車載容器一覧証票に記載されている容器の製造番号/容器の記号及び番号が一致していることを確認する。
- 燃料の種類に応じ対象となる項目について、「適」に○が付されていることを確認する。
- 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言
  - 法令にも続く書面であり虚偽記載がないこと、適切な試験機関にて発行された書面であること。

## 検査に先立って、事前に新規検査等届出書の審査が必要な事例 (使用過程車)

### 【事例1】

総重量3.5t以下の貨物自動車を架装することにより重量が増加し、車両総重量が3.5tを超えた場合。

### 【事例2】

型式が「不明」の並行輸入自動車の用途を「乗用」から「貨物」に変更する場合。

### 【事例3】

用途が「乗合」である乗車定員11人以上の自動車を、用途が「特種」の乗車定員9人以下の自動車に変更する場合。

※上記の事例以外にも、事前に新規検査等届出書を提出し、審査が必要な場合がありますので、詳細は審査事務規程をご確認下さい。

# 直前及び側方の視界にかかる基準の変更について

## 【対象車両】

- ・乗車定員10人未満の乗用車
- ・車両総重量3.5t以下の貨物車

## 【変更内容】

### ①視認により確認する場合の範囲の変更

車室外に備えられた基準に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。

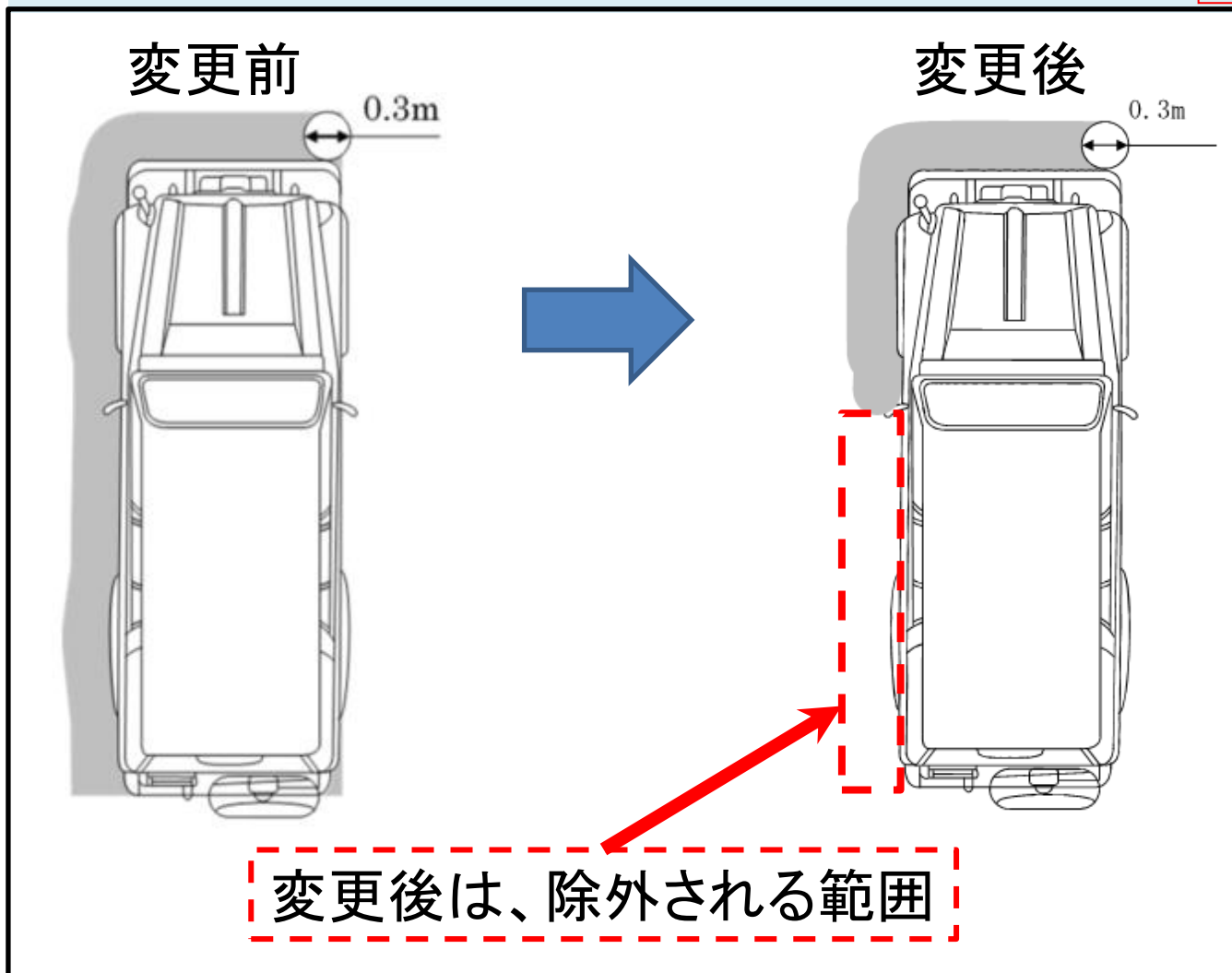
### ②検知装置(ソナー等)の使用が可能

検知装置を使用する場合は、協定規則(UN R166)に適合する必要があります。

# 直前及び側方の視界にかかるとする基準の変更について

## 【視認により確認する場合の範囲】

P181





# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

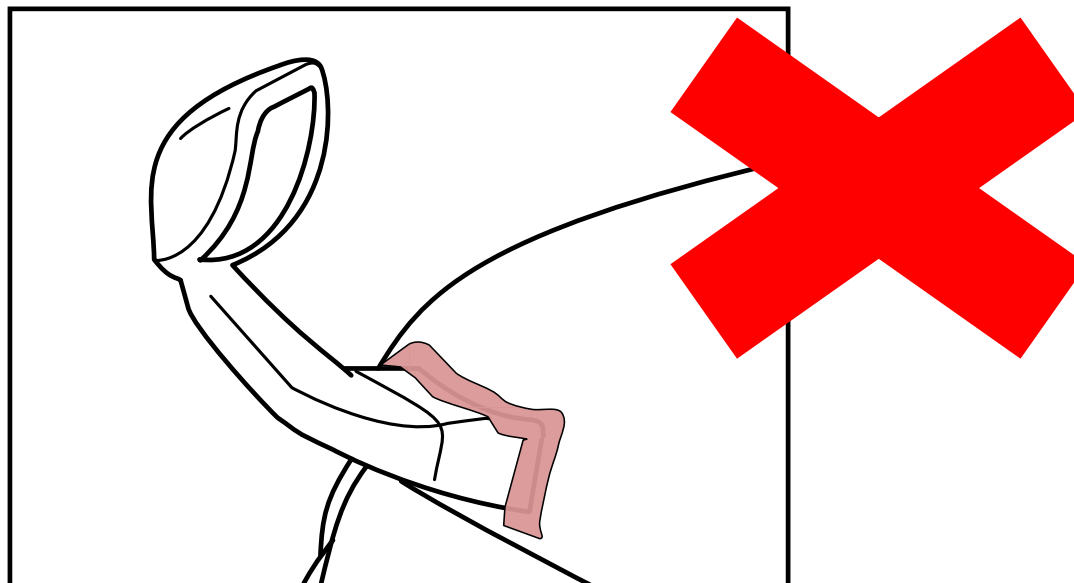
**P182,183**

検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、  
次の例によるもの及びこれらに類するものは基準に適  
合しません。

# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

## 【不適合例1】

粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの



# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

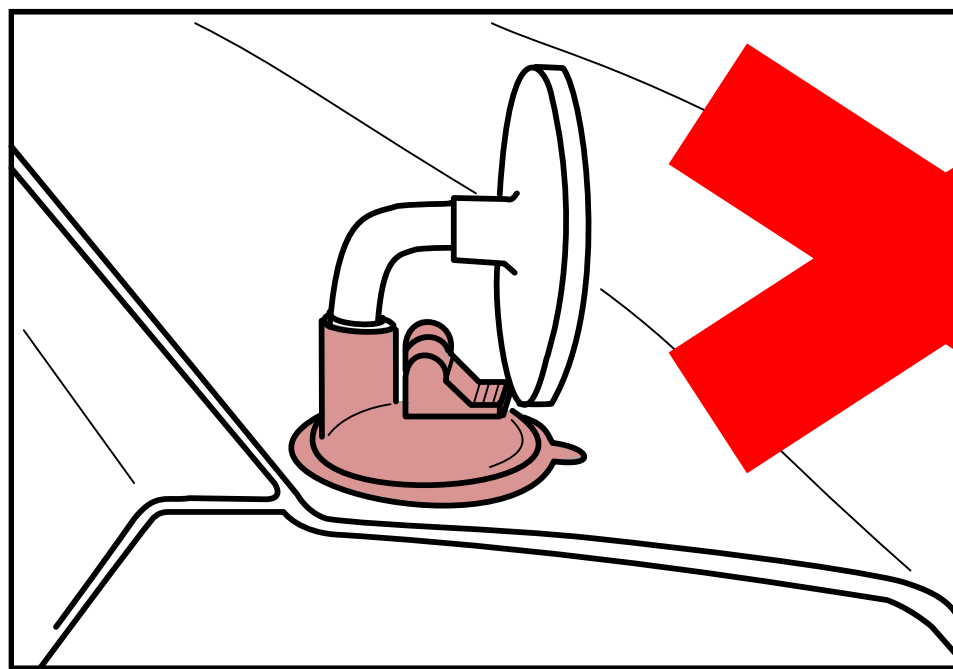
## 【不適合例2】

- ・挟み込み又は差込による取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- ・扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの

# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

## 【不適合例3】

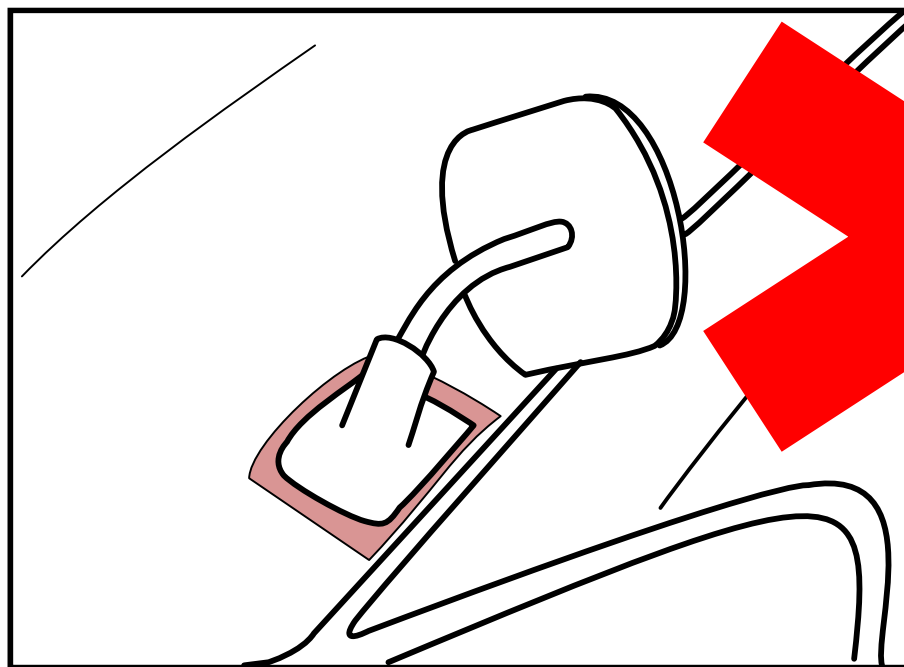
取付部が吸盤状であることが外観上に明らかなもの



# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

## 【不適合例4】

貼付けされたシート等の上に接着固定等されているもの



# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

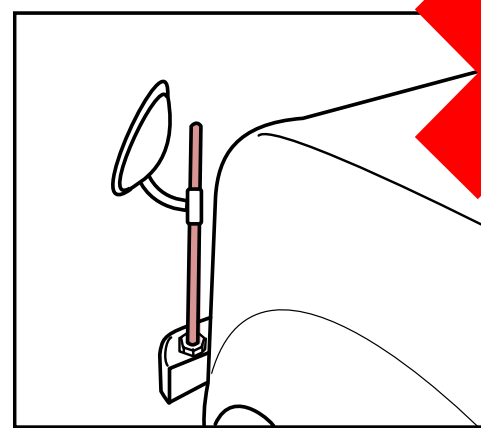
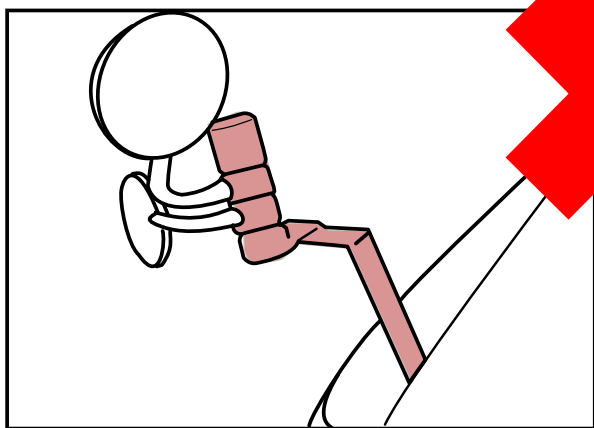
## 【不適合例5】

- 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
- 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

## 【不適合事6】

延長器具を介して取付けられているもの



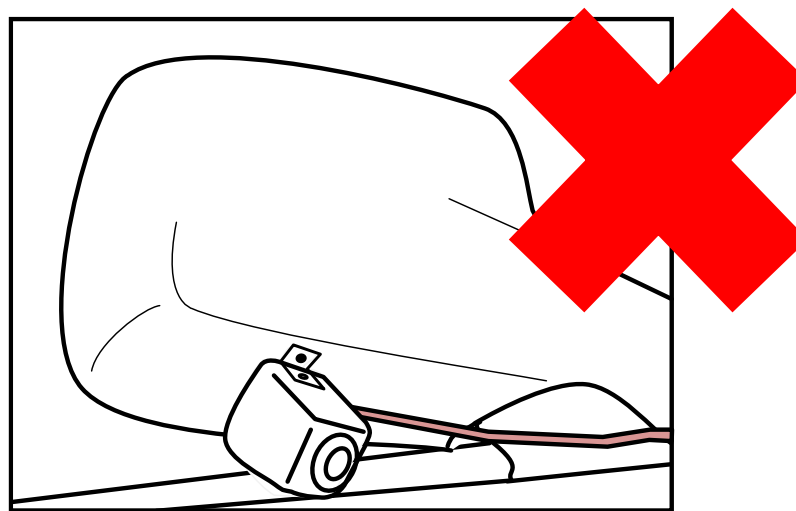
ただし、平成28年12月31日以前に製作された自動車、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車等については、適用除外される場合もあります。詳細は審査事務規程をご確認下さい。



# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

## 【不適合例7】

カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。



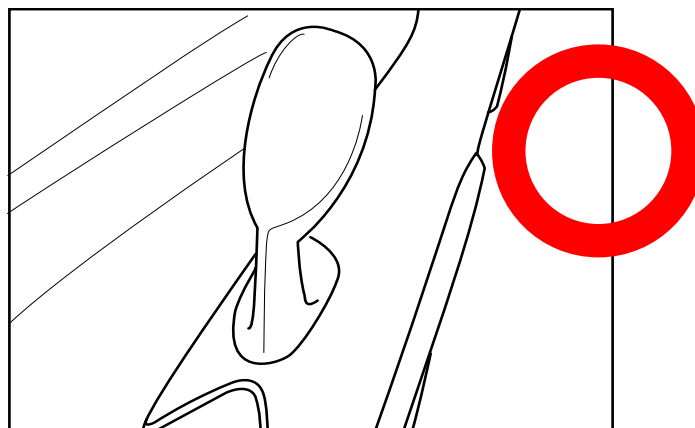
ただし、平成28年12月31日以前に製作された自動車については、必要最低限の配線部分は除きます。詳細は審査事務規程をご確認下さい。

# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

平成29年1月1日以降に製作された自動車については、次のいずれかの構造を有するように取付けなければなりません。

## 【要件1】

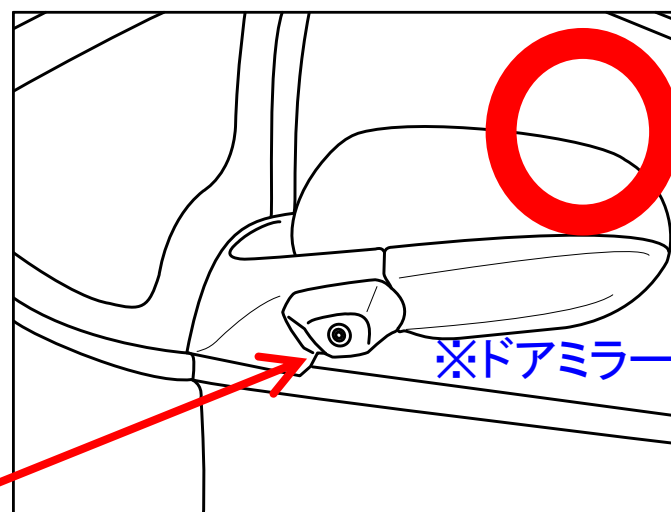
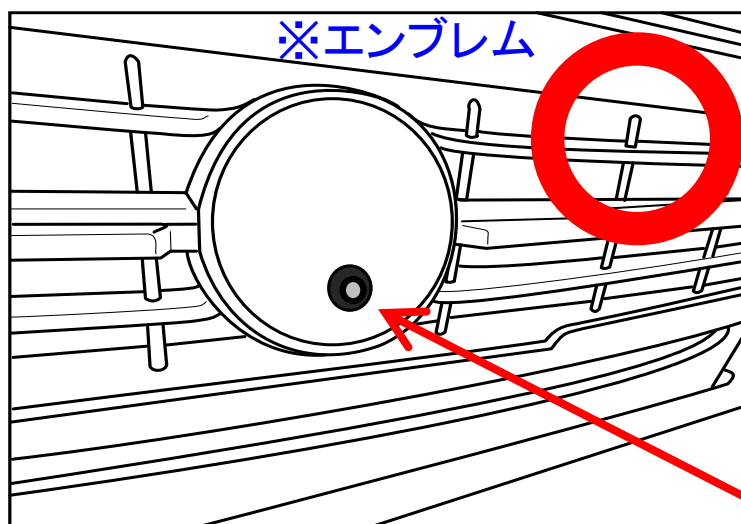
- ・鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじによりバンパーを除く自動車の外側表面上に直接取り付けられていること
  - ・取付部付近の自動車の最外側より突出していないこと
- ※原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車等にあつては、溶接、リベット、ボルト、ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。



# 直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

## 【要件2】

カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取り付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造



カメラ

# キャンピング車構造要件の見直しについて

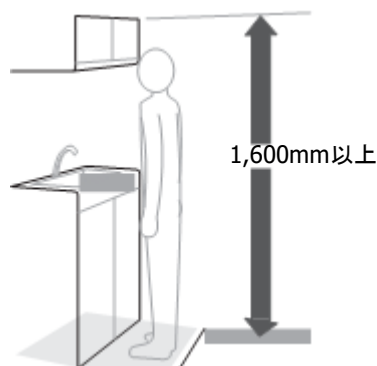
P140~143

## ① 水道・炊事設備を利用する床面の有効高さ見直し

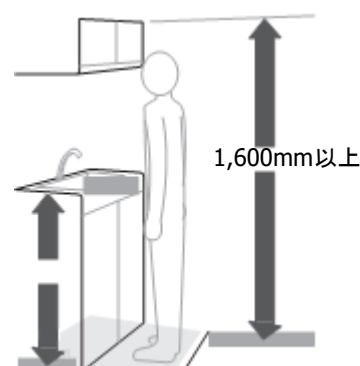
着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備\*について、これらを利用するための床面高さを1,200mmとしました。

※着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備は、**高さ850mm以下**。

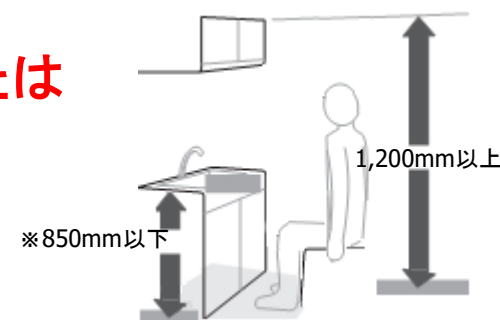
### 【改正前】



### 【改正後】



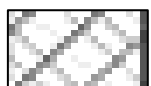
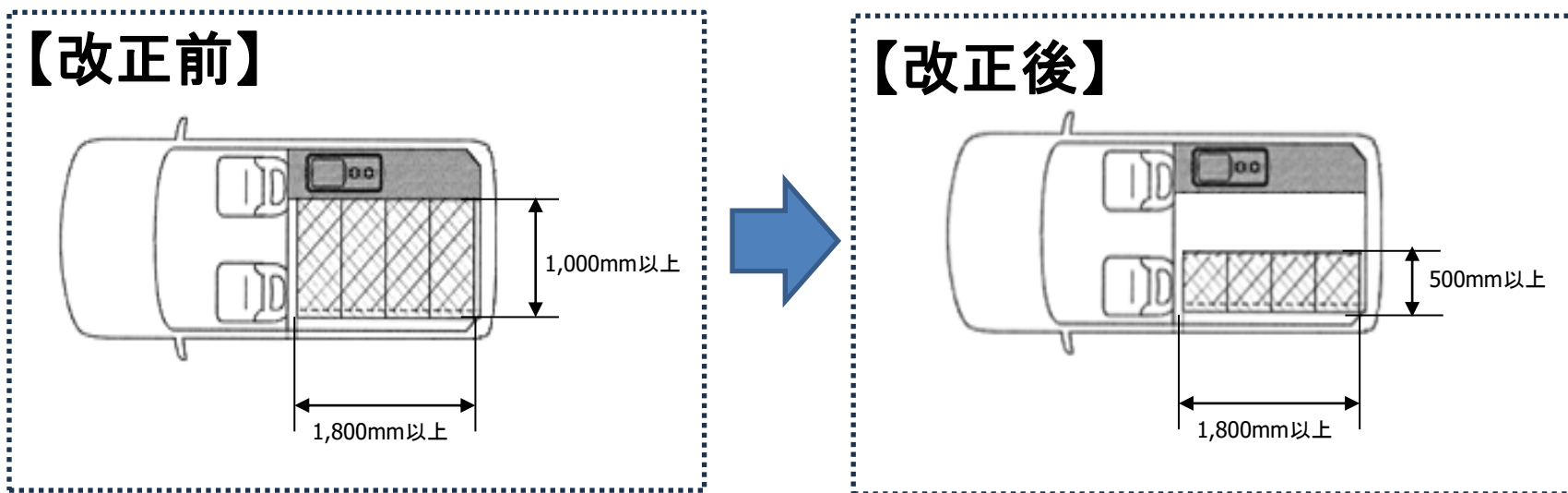
または



# キャンピング車構造要件の見直しについて

## ② 就寝設備の最低数の見直し

乗車定員3名以下の自動車について、就寝設備の最低数を大人2名分から1名分に変更しました。



: 就寝設備

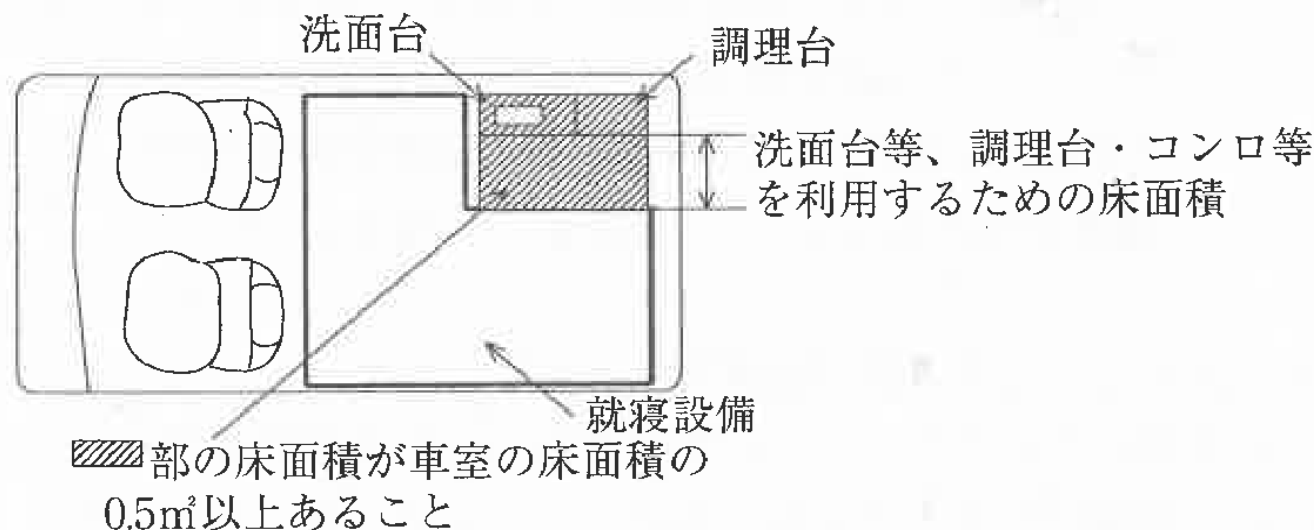
※ 大人一人当たりの就寝設備の寸法は、長さ1800mm以上、幅500mm以上。

# キャンピング車構造要件の注意点について

水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台・コンロ等並びにこれらの設備を利用するための場所の床面への投影面積は、**0.5m<sup>2</sup>以上**あること

水道設備の洗面台等の投影面積＋炊事設備の調理台・コンロ等の投影面積＋利用するための者の足を置く床面積  $\geq$  **0.5m<sup>2</sup>以上**あること

例：水道設備0.5m<sup>2</sup>＋0.2m<sup>2</sup>＋利用面積 0 m<sup>2</sup>＝0.7m<sup>2</sup>  $\geq$  0.5m<sup>2</sup>



# マフラー(消音器)に対する騒音対策

P192

対象自動車:平成22年4月1日以降に製作された自動車

騒音低減機構を容易に除去できる構造の  
マフラーの装着を禁止

## 【不適合例】

インナーサイレンサーがボルト止め、ナット止めにより  
取り付けられており、恒久的な取り付けではないもの

# マフラー(消音器)に対する騒音対策

## 加速走行騒音規制適用車(H28年騒音規制以前) 車検証記載例

使用の本拠地の位置	
有効期間の満了する日	
<u>備 考</u> 平成12年騒音規制車、近接排気騒音値規制97dB <b>マフラー加速騒音規制適用車</b>	



# マフラー(消音器)に対する騒音対策

## 加速走行騒音規制適用車(H28年騒音規制車) 車検証記載例

使用の本拠地の位置	
有効期間の満了する日	
<p>備 考</p> <p>平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A          近接排気騒音値 85dB,測定回転数3,750rpm          (旧基準適用時 測定回転数 4,500rpm)</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">マフラー加速騒音規制適用車</p>	

# マフラー加速騒音規制 適合例(使用過程車)

**【適合例1】** : 指定自動車等の標準の消音器

**【適合例2】** : 性能等確認済表示(全開加速)  
※定員11人以上又は車両総重量3.5tを超える自動車を除く

(表示例) 【△△△△】 - ○○○○○○○○○S

確認機関

EG1

原動機型式

識別番号

(性能等確認済表示例)



**【適合例3】** : 性能等確認済表示(市街地加速)

(表示例) 【△△△△】 - ○○○○○○○○P

EG1

80dB

← 近接排気騒音値

※その他にも適合する事例がありますので、詳細は審査事務規程をご確認下さい。

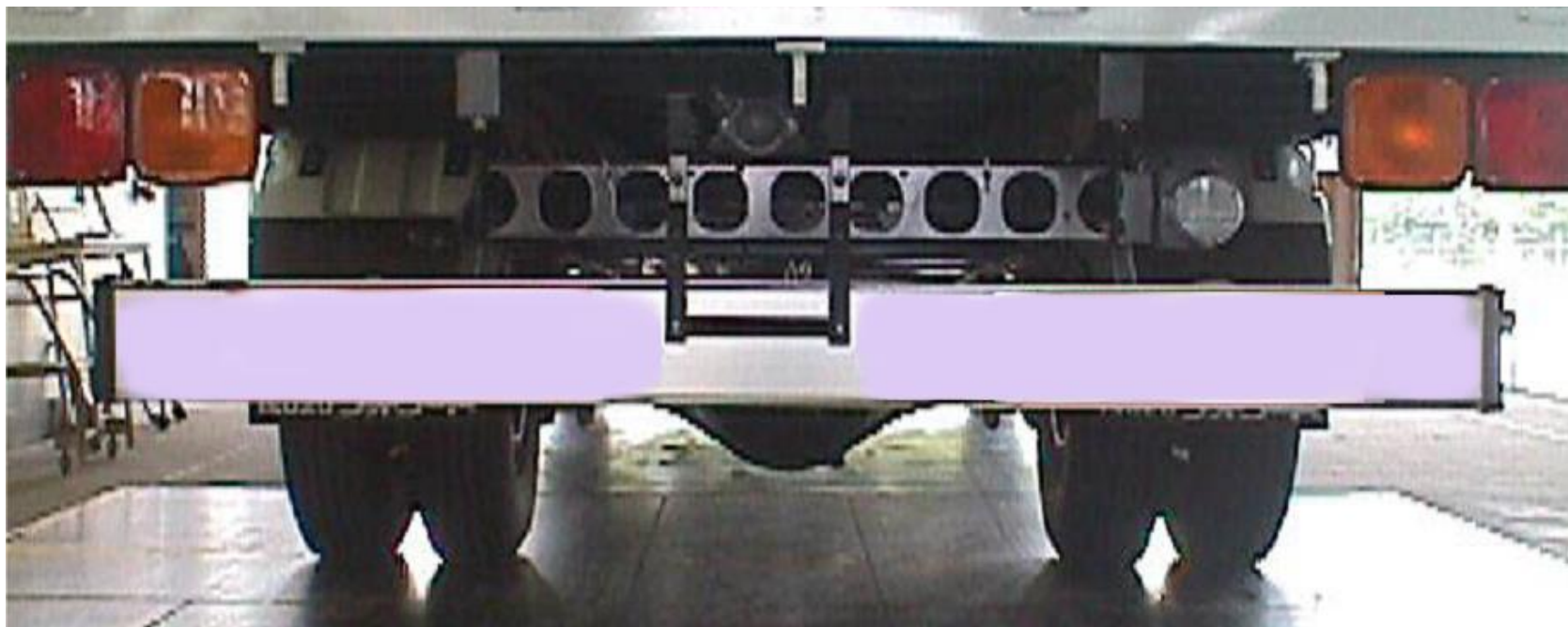
# 大型後部突入防止装置 協定規則第58号第3改訂版の適用について

## 【対象】

次の自動車に備える突入防止装置

- ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車
- ・ポールトレーラ

P179



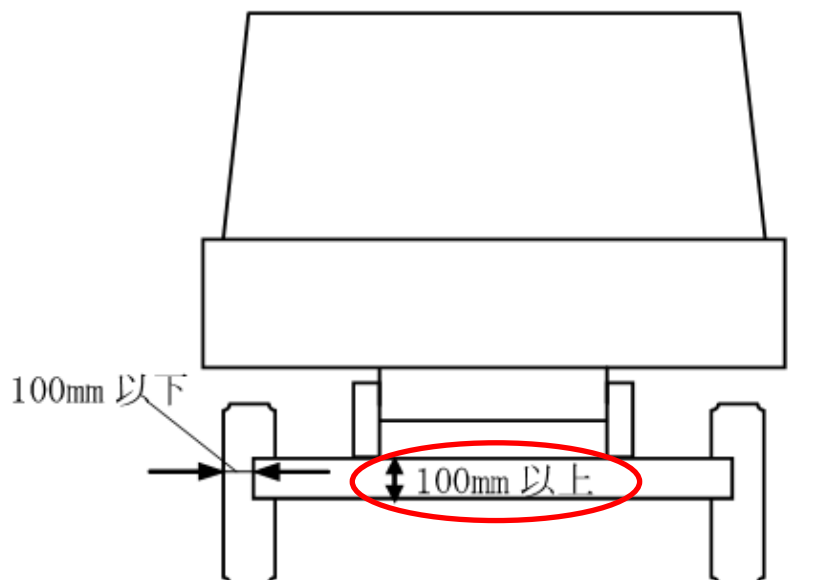
# 大型後部突入防止装置 協定規則第58号第3改訂版の適用について

(適用時期)

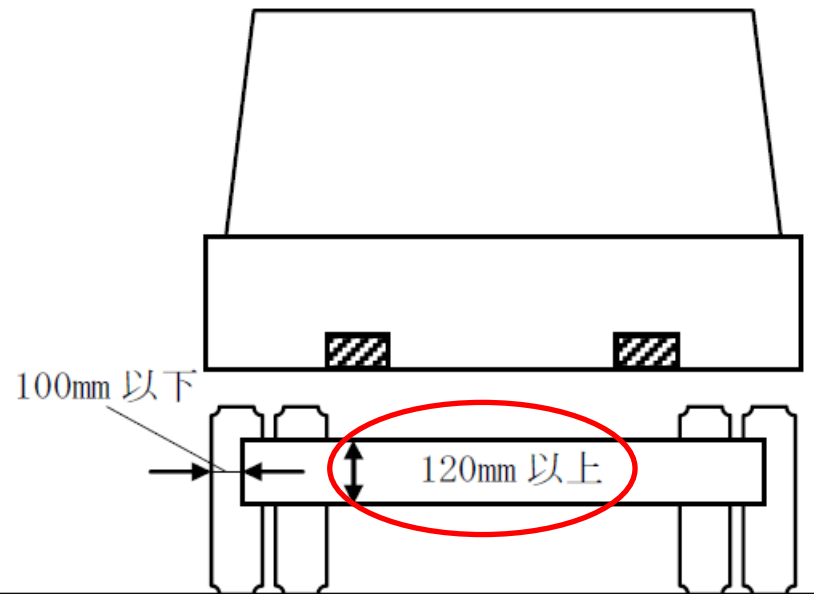
新型車：令和元年9月1日以降の製作車

継続生産車：令和3年9月1日以降の製作車

車両総重量8t以下の自動車



車両総重量8tを超える自動車



# 平成18年1月以降の灯火について

ローダウン改造した自動車の前部霧灯、  
後部反射器の取付高さにご注意ください。



前部霧灯  
下縁高さ  
地上250mm  
以上

反射器  
下縁の高さ  
地上250mm  
以上



# 平成18年1月以降の灯火について

## 灯火器の視認角度



制動灯の外側視認角が不適合となる可能性がある



# 灯火器の個数、視認角度



## 【平成28年以降の製作車】

長さ6mを越える貨物自動車には、

- ・少なくとも後退灯が2個必要。
- ・左右対称に取付ける必要があります。

## 【平成18年以降の製作車】

後退灯、制動灯、方向指示器などの  
灯火器を奥に移設している場合、視  
認角度の要件を満たさない場合があ  
ります。



# 灯火器の個数、視認角度

【平成28年以降の製作車】  
長さ6mを超える自動車に後退灯を4個備えた事例



尾灯及び車幅灯が点灯していない状態では、後退灯は2個点灯している。  
(車両中心線に対し対象の位置)



尾灯及び車幅灯が点灯している状態では、後退灯は4個点灯している。  
(車両中心線に対し対象の位置)

# 連鎖式方向指示器について

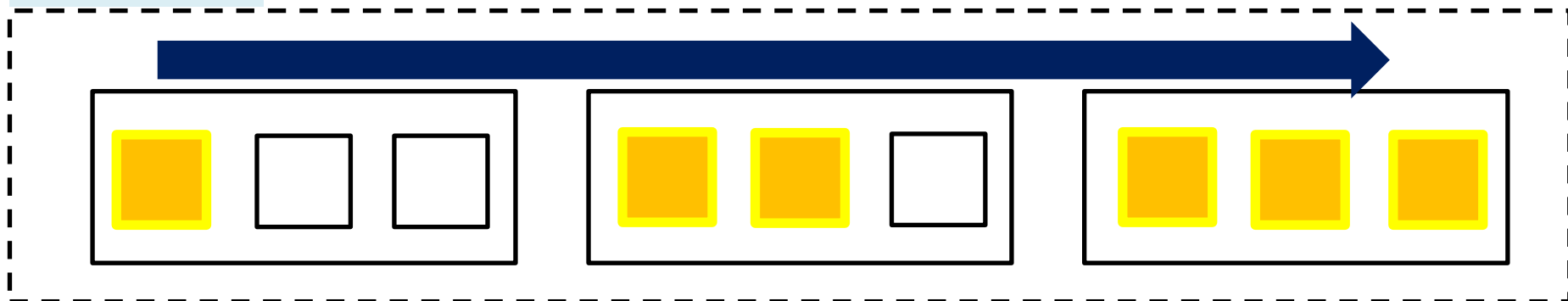
連鎖式方向指示器(いわゆる「シーケンシャルウインカー」とは

一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器(自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。)又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

# 連鎖式方向指示器について

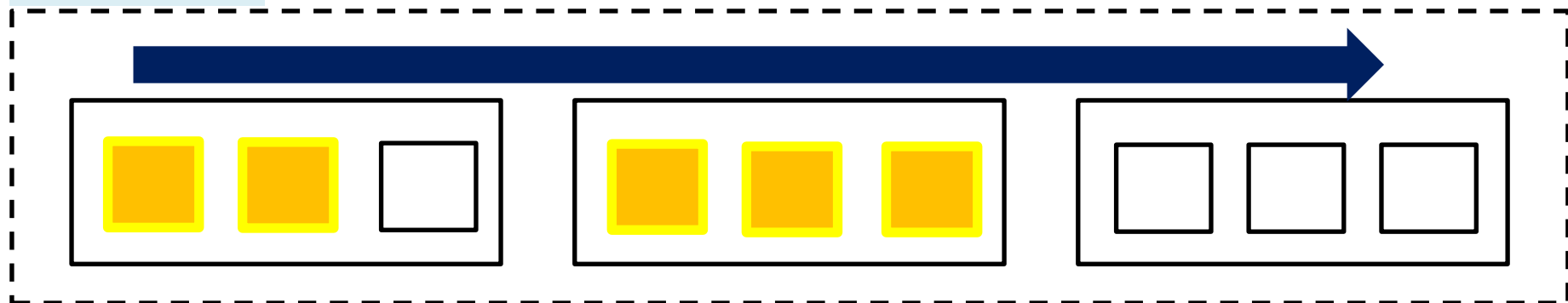
- ① 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。

## 【適合例】



- ② 全ての光源は、同時に消灯するものであること。

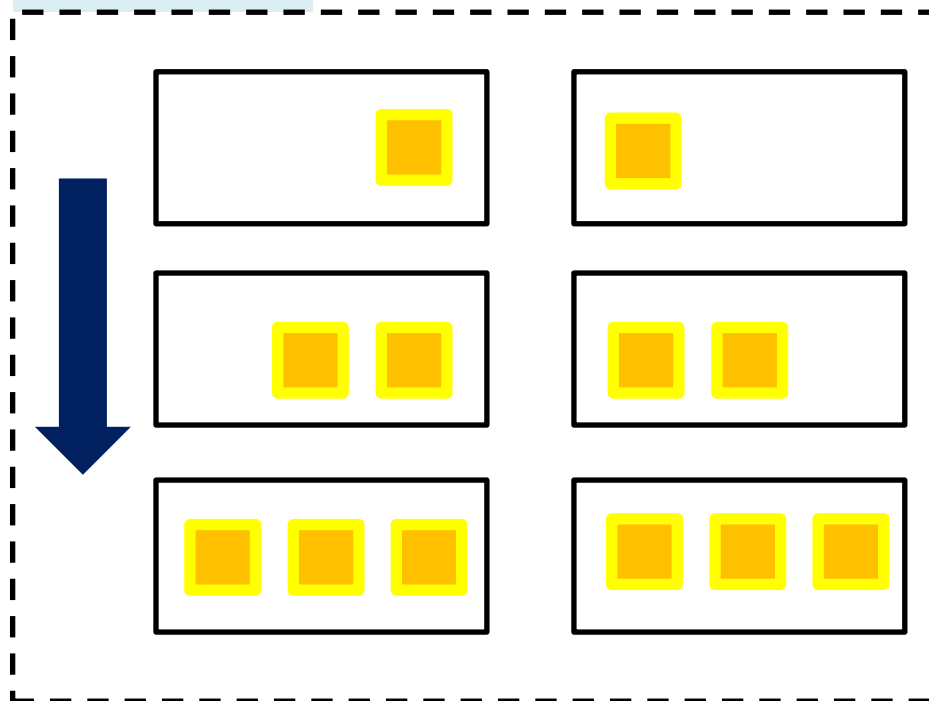
## 【適合例】



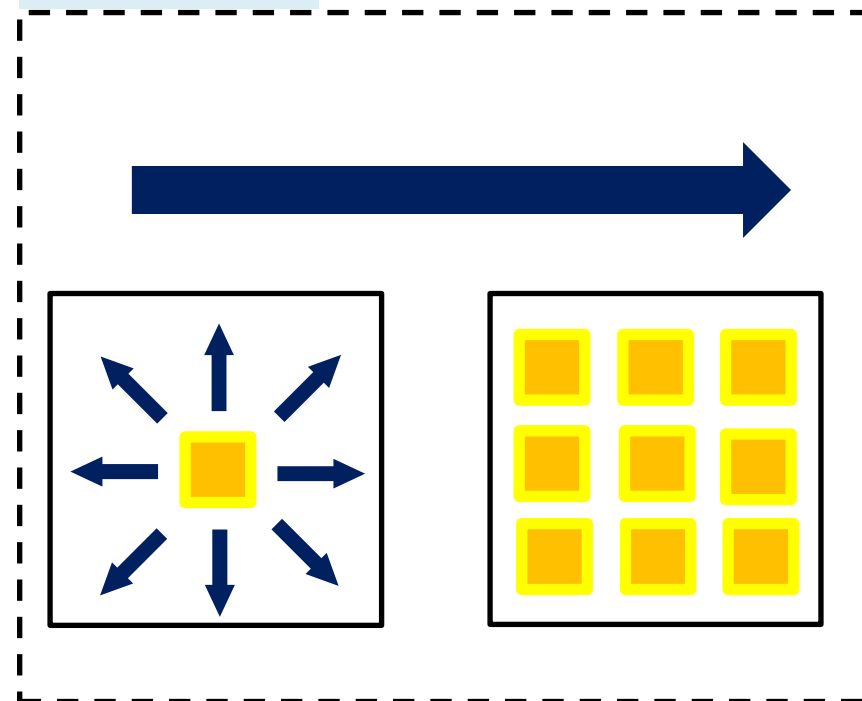
# 連鎖式方向指示器について

- ③ 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。

## 【適合例】



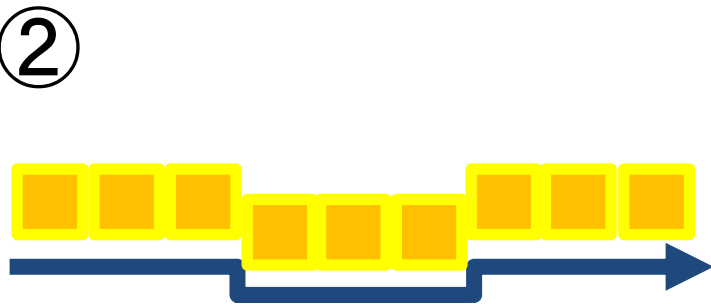
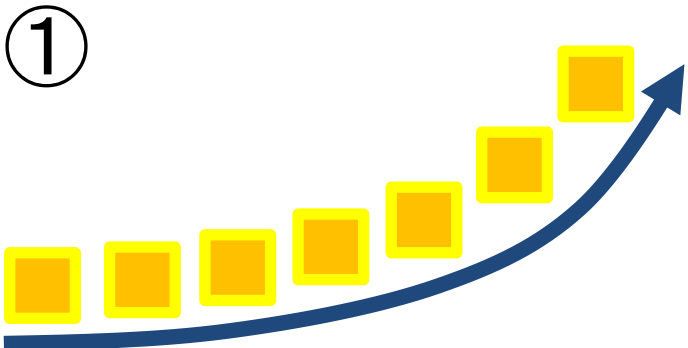
## 【適合例】



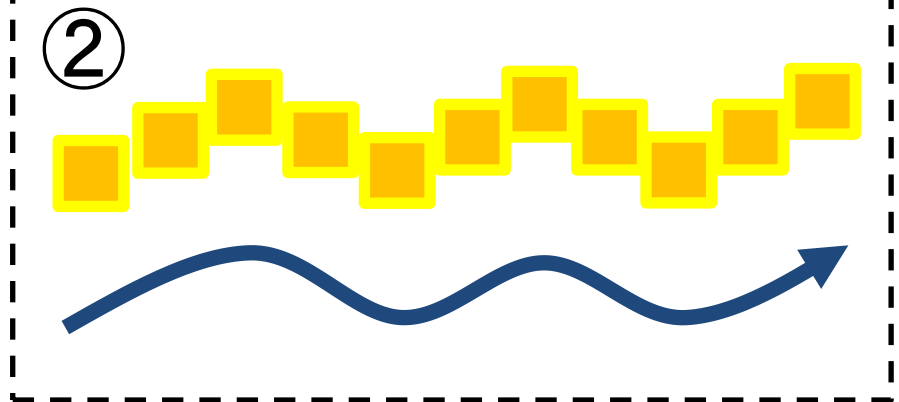
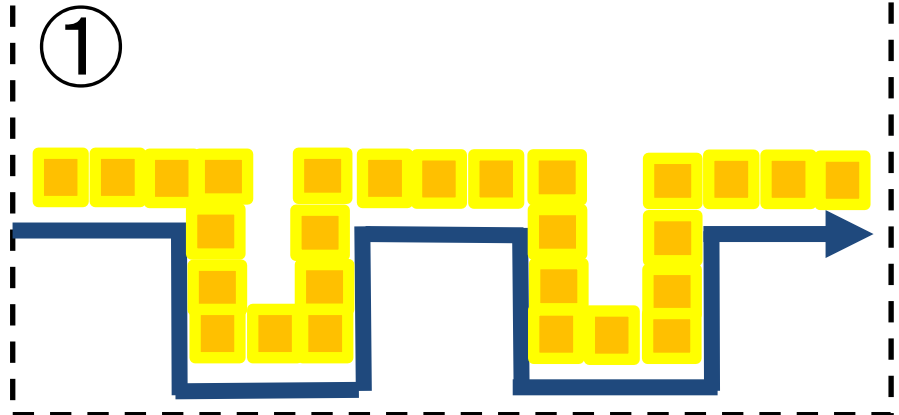
# 連鎖式方向指示器について

④各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。

## 【適合例】



## 【不適合例】

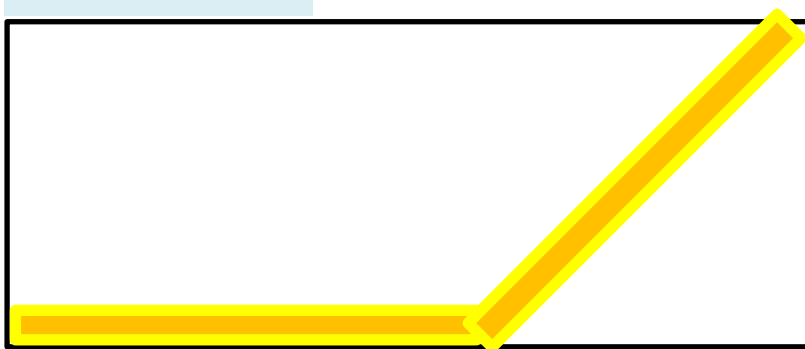


## 連鎖式方向指示器について

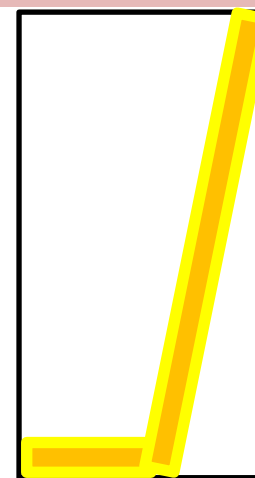
- ⑤方向指示器(③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。)の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

※H面:灯火器の基準中心(灯火等の製作者が定める基準軸と発光面との交点をいう。)を含む水平面をいう。

### 【適合例】



### 【不適合例】



横の長さが縦の長さの1.7倍以上でなければならない

# 二輪自動車の保安基準改正について

【適用時期】 新型車 令和5年9月1日～

【対象車両】

- ・二輪自動車 ※側車付二輪自動車は除く

【改正概要】

他の交通からの被視認性の向上のため、二輪自動車には、「二輪自動車等の灯火器等の取り付けに係る協定規則（UN-R53）」の要件に適合する昼間走行灯（DRL）を備えることができる。また、車幅灯及び側方反射器を備えなければならない。



# 二輪自動車に備える車幅灯について

## 【車幅灯】

### ・装備要件

自動車の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。  
ただし、二輪自動車にあつては、灯光の色が白色である場合に  
あつては前面に1個備えればよい。

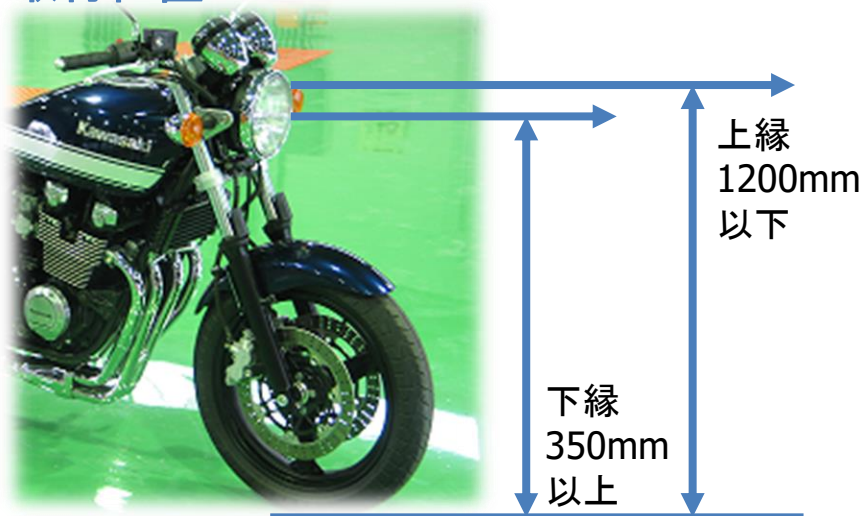
### ・性能要件

- ①光源 5w以上30w
- ②照明部大きさ 15cm<sup>2</sup>以上
- ③白色(前面に1個備える場合)または橙色

## ・取付要件

- ①個数 2個。ただし灯光の色が白色である場合は1個。
- ②取付位置 照明部の上縁高さ1200mm以下、下縁350mm以上
- ③視認要件 水平面より 上方 15° 下方 10°  
左右それぞれ備えるもの 内側方向 20°  
外側方向 80°

### 取付位置



# 二輪自動車に備える側方反射器について

## 【側方反射器】

### ・装備要件

二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。

### ・性能要件

- ①側面ごとに1個または2個（新車の検査時）
- ②反射部の大きさ 10cm<sup>2</sup>以上
- ③橙色または赤色

# 二輪自動車に備える側方反射器について

## 取付要件

- ①取付位置 照明部の上縁高さ900mm以下、下縁300mm以上



# 二輪自動車に備える側方反射器について

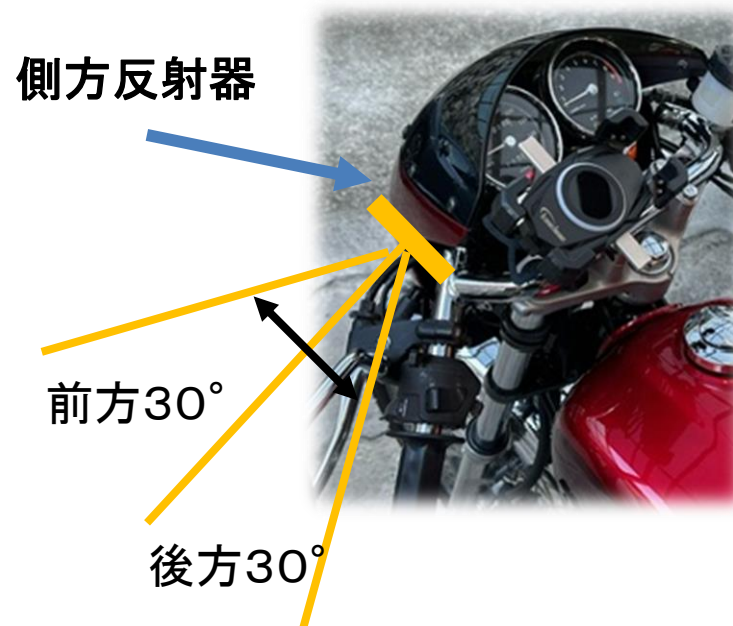
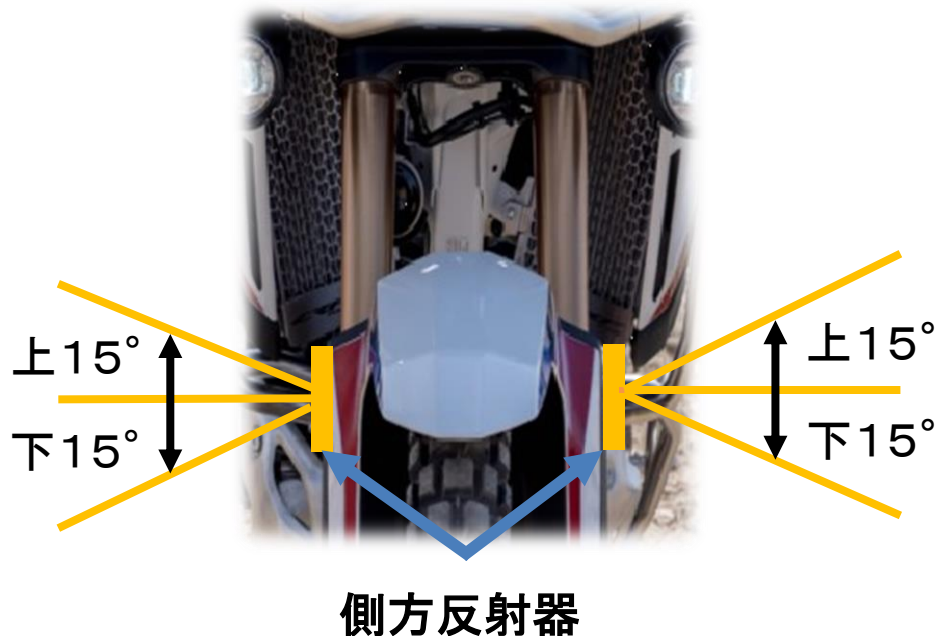
## ②視認要件

水平面より 上方 15° 下方 15°

進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の  
前方向 30° 後方向 30°

側方反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように  
取付けられている場合にあつては、下方 5° の平面

※H面とは反射器の基準中心を含む中心面





# 令和5年9月1日以降に製作された二輪自動車に 備える灯火の取付け位置について

装置名	個数	上縁高さ	下縁高さ	取付要件	視認要件
走行用前照灯	1個又は2個	1,300mm以下	500mm以上	走行用前照灯は左右同数(1個備える場合を除く。)かつ前面が左右対称の際は対象の位置。側方にすれ違いを備えるものは対象の位置。	
すれ違い用前照灯	1個又は2個	1,200mm以下	500mm以上	前面が左右対称の際は対象の位置。側方に走行用を備えるものは対象の位置。	
前部雾灯	3個以上 点灯しないこと	1,200mm以下	250mm以上	1個備える場合を除き左右同数、左右対称の位置。	上方 5° 下方 5° 内側 10° 外側 45°
昼間走行灯	1個又は2個	1,500mm以下	250mm以上	2個備える場合は対象の位置 最内縁420mm以内(すれ違い等と構造上一体及び兼用除く)	上方 10° 下方 10° 内側 10° 外側 20°
尾灯	1個備えればよい	1,500mm以下	250mm以上	左右対称の位置。(後面が左右対称でない自動車除く)	上方 15° 下方 15° 内側 20° 外側 80° 中心に備える時左右80°

装置名	個数	上縁高さ	下縁高さ	取付要件	視認要件
後部霧灯	後部霧灯を備えることができる。	900mm以下	250mm以上	前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっては、点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。	上方 5° 下方 5° 内側 10° 外側 25°
後部反射器	後部反射器を備えなければならない。	900mm以下	250mm以上	両側に備える場合左右対象の位置 1個備える場合車両中心面上	上方 15° 下方 15° 内側 10° 外側 30° H面の高さが地上 750mm未滿 下方5° 中心に備える時左右30°
制動灯	1個備えればよい	1,500mm以下	250mm以上	後面の両側に備える場合左右対称の位置	上方 15° 下方 15° 内側 10° 外側 45° 中心に備える時左右45°
方向指示器		1,200mm以下	350mm以上	前方方向指示器、照明部最内縁 240mm以上 後方方向指示器、照明部最内縁 180mm以上	上方 15° 下方 15° 内側 20° 外側 80° H面の高さが地上750mm未滿 下方5°



# 事故防止について

## 事故防止について

今年度、ギア位置の間違いから、焦ってアクセルとブレーキを踏み間違えた事による衝突事故が多く発生しております。



降車時にはシフト位置(PまたはN)及び駐車ブレーキ作動の確認をお願いします。

# ご清聴ありがとうございました



独立行政法人  
自動車技術総合機構